

読替表

読 替 後	読 替 前
<p>第3章 事業税</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1 納税義務及び納税義務者</p> <p>1の2 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額（以下1の2において「資本金の額」という。）が1億円を超える法人（<u>当分の間、資本金の額が1億円以下であっても、前事業年度に外形対象法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）に該当したものであって、当該事業年度に払込資本の額が10億円を超える法人を含む。</u>）</p> <hr/> <p>が行う事業（法第72条の4第1項各号に掲げる法人（公共法人）、法第72条の5第1項各号に掲げる法人（2の2において「公益法人等」という。）、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人（特別法人）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等（1の3において「人格のない社団等」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）が行う事業を除く。）及び特定ガス供給業（法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）が、付加価値</p>	<p>第3章 事業税</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1 納税義務及び納税義務者</p> <p>1の2 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額（以下1の2において「資本金の額」という。）が1億円を超える法人（<u>当分の間、資本金の額が1億円以下であっても、前事業年度に外形対象法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）に該当したものであって、当該事業年度に払込資本の額が10億円を超える法人を含む。</u>）又は法第72条の2第1項第1号ロ（1）若しくは（2）に該当する法人（以下この章において「100%子法人等」という。）が行う事業（法第72条の4第1項各号に掲げる法人（公共法人）、法第72条の5第1項各号に掲げる法人（2の2において「公益法人等」という。）、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人（特別法人）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等（1の3において「人格のない社団等」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）が行う事業を除く。）及び特定ガス供給業（法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）が、付加価値</p>

の属する通算親法人の事業年度) 開始の日以後6月を経過した日(以下この章において「6月経過日」という。)の前日とし、清算中の法人についてはその解散の日とする。)の現況によること。

の属する通算親法人の事業年度) 開始の日以後6月を経過した日(以下この章において「6月経過日」という。)の前日とし、清算中の法人についてはその解散の日とする。)の現況によること。